

診療ガイドライン委員会内規

(目 的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、本委員会の運営について定めるものである。

(業 務)

第2条 本委員会は、本医学会が主体的、先導的にリハビリテーション医学・医療に関する診療ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定・公表・普及するための業務を行う。

(構 成)

第3条 本委員会は、活動方針の検討及びガイドライン作成にあたっての連絡・調整等を行うガイドラインコア委員会と個別の問題に関するガイドライン作成のために設置される複数のガイドライン策定委員会から構成される。ガイドラインコア委員会委員は各ガイドライン策定委員会委員長を充てる。

(ガイドラインコア委員会の業務)

第4条 ガイドラインコア委員会は、次の業務を担当する。

- (1) ガイドラインに関する情報収集
- (2) 関連学会との情報交換・連携
- (3) ガイドラインを策定すべき疾患・病態・障害・治療技術等のリストアップと優先順位の検討
- (4) ガイドライン策定のノウハウの蓄積（文献検索、エビデンステーブル用データベースの開発・維持・改良、ガイドライン開発プロセスの標準化など）
- (5) ガイドライン策定委員会設置の提案と委員の推薦
- (6) ガイドライン策定委員会によるガイドライン策定の支援
- (7) ガイドライン策定委員会間の連絡・調整
- (8) ガイドラインの外部審査の円滑化
- (9) 策定されたガイドライン公表の実務（出版、ホームページ掲載など）
- (10) ガイドラインの普及
- (11) ガイドラインに対するフィードバックの集約、新たなエビデンスの収集、改訂のタイミングの判断
- (12) エビデンスが欠けている領域について、本医学会として取り組むべき重要研究テーマについての提案

(ガイドライン策定委員会の業務)

第5条 ガイドライン策定委員会は、次の業務を担当する。

- (1) 個別のテーマに関するガイドラインの策定（以下のエビデンスに基づくガイドライン策定のプロセスに従う）
 - 1) 臨床的問題の定義
 - 2) 文献検索→証拠の収集
 - 3) 文献の批判的吟味→証拠のレベル分け

- 4) エビデンステーブルの作成
 - 5) 証拠のレベル / 臨床の実状を踏まえた勧告の作成
 - 6) 外部審査
 - 7) フィールドテスト
 - 8) ガイドラインのアップデート
- (2) 関連文献・情報の継続的な収集・分析
- (3) ガイドラインコア委員会の求めに応じて策定したガイドラインの改訂

(運 営)

第6条 委員の委嘱、任期、交替及び委員長、副委員長の選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

- 2 本委員会は、担当理事又は委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、担当理事又は委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- 6 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。
- 7 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長、副委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。
- 8 理事長が必要と認めた場合、委員会の推薦に基づきガイドライン策定委員会委員を委嘱することができる。ガイドライン策定委員会委員の業務及び任期は、別に定める。
- 9 理事長が必要と認めた場合、委員会の推薦に基づきガイドラインコア委員会特別委員を委嘱することができる。特別委員の業務及び任期は、別に定める。

(プロジェクト委員会)

第7条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第8条 本委員会の報告は、当該委員会及び理事会に対して行うものとする。

(改 廃)

第9条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 本内規は、平成16年2月13日より施行する。
平成17年9月10日より施行する。
平成25年3月25日より施行する。
令和6年6月12日より施行する。